

法の体系が担う役割と機能をめぐって

— 『中観五蘊論』に基づく考察 —

横山剛

チャンドラキールティ (Candrakīrti, 7世紀頃) が著したと伝えられる『中観五蘊論』(**Madhyamakapañcaskandhaka*, チベット語訳のみ現存) は、中観派の視点から説一切有部の法の体系(いわゆる「五位七十五法」)を解説する特異な中観論書である。同論は中観思想と有部の教理の関係を考察する際に貴重な資料となる。本発表では、具体的な問題としては同論の著者問題を扱うが、そのために有部の法体系が担う役割と機能にまで踏み込んで考察を行う。

まずはチャンドラキールティの著者性に疑問を呈する先行研究やツォンカパの主張を紹介し、その背後に「有部の法体系＝実在論」という一義的な理解があることを指摘する。一方で、法体系には仏教における主要な教理概念を整理したり、その定義を規定するなどの多様な機能がある。本発表では『中観五蘊論』の法体系を用いて、具体例を挙げて、この点を示す。

続いて、このような法体系の多様な機能が『中観五蘊論』に限ったものでなく、有部の法体系に由来するものであることを指摘する。Collett Cox, “From Category to Ontology: the Changing Role of Dharma in Sarvāstivāda Abhidharma” (*Journal of Indian Philosophy*, vol. 32, 2004, 543–597) などの研究を参考にしながら、法体系が有する諸々の機能が法体系の成立史そのものと結びついており、さらに言えば、「アビダルマ」という知的営みの実例をそこに見出すことができること示す。

そして、発表の終盤では、再び『中観五蘊論』へと戻り、このような法体系が担う多様な機能と同論の著作目的を合わせて考えれば、同論をチャンドラキールティに帰すことに問題はないという結論を示したい。